

仕 様 書

1 業務名

「広報さかい」広告収集掲載業務

2 業務内容

毎月1日に発行する広報紙「広報さかい」の広告主を募集し、広告を収集掲載する。

3 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、「広報さかい」への広告掲載は、平成30年5月号から平成31年4月号までの通算12回とする。

4 広告枠の大きさ及び数

- ① 広告枠は、発注者が指定するページに設定する。
- ② 広告枠1枠の大きさは、縦書ページの下2段、2分の1相当分を基本の広告枠（以下、「基本枠」という）とし、横書ページも同等の大きさとする。
- ③ 広告枠数は基本枠に換算して、履行期間内に120枠（各号8または10、12、14枠）とする。ただし、受注者は発注者と協議の上、履行期間内に132枠（各号14枠）を超えない範囲で広告枠数を増やすことができる。

5 広告枠の使用条件等

- ① 業務の履行にあたっては、堺市広告掲載要綱及び堺市広告掲載基準、「広報さかい」広告掲載基準に従うものとする。履行期間内に基準が改定されたときは、以後、改定された基準に従うものとする。
- ② 受注者は「広報さかい」広告掲載基準第10項別表（広告の優先順位）の、優先順位1から7に該当する広告主の広告を「広報さかい」の各号に3枠程度、年間で30枠程度収集しなければならない。
- ③ 広告1件当たりの広告枠は、上記4の②を基本とする。ただし、1件の広告に、複数の枠を使用することも可能である。その場合は、基本枠の4枠相当分（全4段）を上限とする。
- ④ 受注者は選定した広告主及び広告枠の使用数を、「広報さかい」印刷日の30日前までに発注者に報告しなければならない。ただし、平成30年5月号については印刷日の15日前までに発注者に報告するものとする。
- ⑤ 過去に掲載実績がない広告主については、「広報さかい」印刷日の40日前までに発注者に報告し、発注者受注者協議の上選定する。ただし、平成30年5月号については印刷日の15日前までに発注者に報告するものとする。発注者は、過去に掲載した広告主名の電子データを契約締結後、受注者に送付するものとする。
- ⑥ 受注者は広告掲載原稿案について、堺市広告掲載要綱及び堺市広告掲載基準、「広報さかい」広告掲載基準に基づき、その内容を事前に審査した上、「広報さかい」印刷日の10日前までに電子データまたは紙で発注者に提出するものとする。

- ⑦広告の内容及びデザイン等について「広報さかい」への掲載前に発注者と受注者が協議する。この場合において、双方の協議が整わないときは、その広告は掲載できないものとする。
- ⑧広告の印刷色は、黒一色とする。
- ⑨広告には、原則として発注者の指定する位置に指定する大きさと、罫線で囲み「広告」と表記するものとする。
- ⑩文字の大きさはJ I S規格約7ポイント（10級相当）を最小とする。ただし、特別な場合（表、リスト、地図等）はJ I S規格約5.5ポイント（8級相当）まで使用できるものとする。
- ⑪受注者は、上記⑦の協議後、「広報さかい」印刷の2日前までに広告掲載原稿データを発注者の指定する者（「広報さかい」印刷契約業者）へ提出するものとする。
- ⑫広告の掲載場所については、発注者が決定するものとする。
- ⑬広告掲載の承認、不承認については、受注者が誠意をもって広告主に通知するものとする。
- ⑭広告掲載の不承認により紛争が発生したときの一切の責任は、受注者が負うものとする。

6 暴力団の排除について

別紙のとおり。

7 その他

発注者が必要であると認めるときは、「広報さかい」の印刷日及び発行日を変更できるものとする。この場合においては、発注者は、変更内容を事前に受注者に通知するものとする。

（参考）平成30年度 印刷・発行予定日

	印刷予定日	発行予定日
5月号	平成30年 4月26日	平成30年 5月 1日
6月号	平成30年 5月26日	平成30年 6月 1日
7月号	平成30年 6月26日	平成30年 7月 1日
8月号	平成30年 7月26日	平成30年 8月 1日
9月号	平成30年 8月27日	平成30年 9月 1日
10月号	平成30年 9月26日	平成30年10月 1日
11月号	平成30年10月25日	平成30年11月 1日
12月号	平成30年11月26日	平成30年12月 1日
1月号	平成30年12月21日	平成31年 1月 1日
2月号	平成31年 1月25日	平成31年 2月 1日
3月号	平成31年 2月22日	平成31年 3月 1日
4月号	平成31年 3月27日	平成31年 4月 1日

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再請負先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再請負先並びに受注者及び再請負先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再請負先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再請負先等との再請負契約等の解除を求めることができる。

2. 再請負契約等の締結について

受注者は、再請負先等との再請負契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再請負先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再請負先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再請負先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再請負先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再請負先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。